公　示

公示第１１０号

一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車
に備えておくべき地図の規格等について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第２９条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。

平成１４年３月１日

東北運輸局長　島田　知明

記

１．規格

（１）縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。

（２）地図は、製本地図の発行又は電子地図のアップデートから２年以上経過していないものであること。ただし、該当地図が発行又はアップデートされていない場合は、最も近い日に発行されたものであること。

（３）製本地図の大きさ、紙質及び装幀は、事業用自動車内における備え付け及び使用に適するものであること。

２．指定事項

（１）営業区域の境界

（２）警察署、病院、学校、バスターミナルの位置

（３）一方通行等の交通規制に関する情報

（４）主な交差点の名称

附　則

１．この公示は、平成１４年３月１日から適用する。

２．「自動車運送事業等運輸規則第２４条の２の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図の規格及び同条第４号に規定する陸運局長が指定する事項について」（昭和４２年１２月２５日付け公示、仙陸自旅第２１１３

号）は、平成１４年２月２８日限りこれを廃止する。

附　則（平成１４年７月１日公示第３６号）

１．この公示は、平成１４年７月１日から適用する。

２．平成１４年６月３０日以前に備え付けてある地図は、次回の交換時まで使用できるものとする。

附　則（令和４年１２月２８日公示第９５号）

この公示は、令和４年１２月２８日から適用する。